

# 委員会及び研究会規程

制 定 昭和23年7月1日  
一部改正 昭和27年4月1日、昭和54年11月1日  
昭和61年12月1日、昭和63年3月29日  
平成4年3月26日、平成10年2月2日  
平成14年2月1日、平成15年3月28日

## (規約との関連)

第1条 この規程は、規約第27条に基づき、委員会及び研究会に関する事項について定める。

## (目的)

第2条 委員会は、協会が規約第4条の事業を行うため必要な事項について審議する。

## (設置及び改廃)

第3条 委員会の設置及び改廃については、理事長が理事会の承認を得て行う。

ただし、改廃の場合は、関連ある委員会の委員長の意見を聴取する。

## (組織及び役員)

第4条 委員会を構成する委員たる会員は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 前項に基づき委嘱を受けた会員は、原則として役職者を委員として登録する。

3 委員会には委員長1名、副委員長1名以上を置き、必要に応じ常任委員若干名を置くことができる。

4 委員長及び副委員長は、委員会が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

5 常任委員は委員の互選によって選任する。

6 委員長は、事務局と連絡のうえ委員会を招集し、その議長となる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

8 専任役員及び事務局長は、委員会に出席し意見を述べるることができる。

## (常任委員会)

第5条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成し、委員会の円滑な運営を図る。

2 緊急で委員会の議を経ることができないときは、常任委員会の議をもってこれにかえることができる。ただし、その結果は委員会に報告する。

## (部会)

第6条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

## (入退会)

第7条 委員会に加入を希望する会員は、申込書を事務局に提出する。

2 前項の場合、理事長は委員長の意見を聴取したうえ、加入について理事会の承認を

得る。

3 委員会を退会する場合は、退会届を事務局に提出する。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の経過及び結果を記録した議事録を作成し、協会に保存しなければならない。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議経過及び結果を理事長に報告する。ただし、議事録をもってこれに代えることができる。

2 理事長は、特に必要と認めた事項について、理事会に報告する。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(会費)

第11条 委員会の会費は必要に応じ徴収することができる。

2 委員会会計に係る事務は事務局が行い、決算終了後当該委員会に報告する。

(事務局との関連)

第12条 委員会に事務局の職員を置く。

2 委員会担当職員は、理事長が任命する。

3 委員会担当職員は、委員会の事務を処理するとともに、委員会において意見を述べることができる。

(研究会に関する事項)

第13条 規約第27条に規定する研究会に関する規定については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第2条中「審議する」とあるのは「調査研究し、普及・啓発を行う」と、第9条第1項中「審議」とあるのは「調査研究」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。